

第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第10回） 会議録

- 1 会議名 第8期 東久留米市介護保険運営協議会（第10回）
- 2 日時 令和6年1月16日（火）午後7時から午後7時45分まで
- 3 会場 東久留米市役所7階 701会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、後藤委員、永渕委員、輪違委員、小玉委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、金井島委員、赤星委員、白土委員、飯田委員 以上12名
- 5 欠席委員 熊野委員（副会長）、佐川委員 以上2名
- 6 事務局 浦山福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、松下係長・鈴木主任・木造主任（以上、保険係）、水村係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、池主査
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料確認
 - (3) 議題
 - 議題1 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第8・9回）の会議録について
 - 議題2 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について④
 - 議題3 令和6年第1回市議会定例会に提出予定の条例案について（報告）
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1-1】 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第8回）会議録（案）
 - 【資料1-2】 第8期東久留米市介護保険運営協議会（第9回）会議録（案）
 - 【資料2-1】 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について（計画案について）
 - 【資料2-2】 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果

【資料 2 - 3】 第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に係る介護保険運営協議会委員からの意見について

【資料 2 - 4】 第 9 期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画案）

【資料 3】 令和 6 年第 1 回市議会定例会に提出予定の条例案について（報告）

【参考資料】 地域支援事業（任意事業）のうち介護用品の支給に係る事業の第 9 期介護保険事業計画期間における取扱いについて（厚労省老健局発出事務連絡）

10 会議録

(1) 開 会 （省略）

(2) 配布資料確認 （省略）

(3) 議題

議題 1 第 8 期東久留米市介護保険運営協議会（第 8・9 回）の会議録について

（省略）

議題 2 第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について④

【会 長】 議題 2 について、事務局より説明願う。

【事務局】 議題 2 「第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について④」について説明する。本日は、前回協議会で示した計画の素案に対し、パブリックコメントにより寄せられた市民の意見及び協議会委員からの意見及びこれまでの協議会で報告した内容を受けて、計画の成案を作成したので提示する。本日の計画の成案は、計画の最終的な確定案である。基本的な記載内容は素案から大きな変更は加えていないが、一部、素案から記載の内容を変更・充実した箇所について説明し、変更点を含め、本協議会において計画案を承認いただきたいと考えている。資料 2 - 1 に沿って説明する。1 は計画素案に対するパブリックコメントの結果についてである。詳細は資料 2 - 2 にまとめてある。パブリックコメントの募集期間は令和 5 年 1 2 月 4 日から 1 2 月 2 6 日までの 2 3 日間で、この間において寄せられた意見は 2 名（4 件）である。意見の詳細及び意見に対する市の考え方であるが、資料 2 - 2 の 1、水資源の保全や環境整備、農業支援についての御意見については、それぞれ東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略、東久留米市農業振興計画において計画が推進されていることを記載した。次に、2 の公共施設の利用料金の無料化又は低額化に関する意見については、公共施設の利用というサービスの性質に照らして無料化は難しいこと、各施設の具体的な使用料は本計画とは別に条例で定めている旨を記載して

いる。3の余暇支援については、「通いの場」の活動支援の方向性について記載の上、余暇支援条例については御意見として承ることとしている。4の介護職の処遇改善については、介護職の処遇改善は第一義的には国の定める介護報酬の中で対応するものであること、東京都の支援等の情報提供を図ること等を記載の上、意見中の公契約条例については、当該条例に関する市の考え方を示しつつ、介護人材について公契約条例の規定を直接適用することは困難である旨を記載している。パブリックコメントに寄せられた意見は市政に対する貴重な御意見ではあるものの、本計画の範囲を超えるものもあり、これらの意見を踏まえて素案を変更した箇所はなかった。次に、本協議会の委員からいただいた意見であるが、資料2-3のとおり、1名の委員から5件の意見が提出された。意見に対する事務局の対応だが、指摘をふまえて、適宜、文章表現等を修正している。

次に、資料2-4として計画の成案を配付しているが、委員の指摘により修正した箇所以外で、前回の素案から修正した箇所について報告をさせていただく。なお、誤字脱字の修正等の軽微な修正、文章を簡潔にした、文章のスタイルを変更したといった、計画の内容そのものに関わらない部分についての修正箇所については報告を割愛する。具体的な修正箇所であるが、資料2-1に沿って説明すると、まず初めに総論の計画成案の6ページ、ここでは、全世代対応型の持続可能な社会保障を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項についてまとめた図を挿入した。次に計画成案の12～18ページの、高齢者の人口や要介護・要支援認定者数等に関する各図表についてであるが、素案の時点では、令和5年度の数値が推計値となっていたが、実績値が出揃ったことから、5年度の高齢者人口、認定者数等の数値を実績値に修正した。18ページ下段のサービス別給付費については、厚労省の推計ソフトによる推計が完了したため、5年度以降の推計値を追録した。21ページには「通いの場」の類型図を追加することで、「通いの場」についての具体的なイメージが湧きやすいよう工夫した。23ページ、「カフェともしび」の活動の概要の活動年数、活動の頻度、参加者数に誤りがあったので修正し、活動の概要欄に「認知症の人も」という文言を追加した。

次に、各論Iについて。まず57ページ、介護保険サービスの提供体制の計画的な整備の方向性については、地域密着型サービスの広域利用に係る内容として、「また、地域密着型サービスについては、指定の事前同意などによる広域利用についても、検討する必要があります。」の一文を追加した。75～76ページ、高齢者虐待の発生要因については、最新の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業報告書（令和5年3月）」の数値を記載

し、同報告書からの抜粋の表を挿入。79～81ページの地域包括支援センター（以下「包括」という。）の体制整備の方向性に関しては、これまで協議会に示した内容を踏まえ、在宅介護支援センターのブランチへの移行と移行時期について、ブランチの担当エリアについての記載を追加、また令和8年度末までに包括を1か所増設することを記載し、あわせて、日常生活圏域の再編についても検討することを記載。また、包括職員のスキルアップの中で、引き続き、各包括間の職種別会議や専門職間の連携による専門性の向上、事例の共有化や多職種でのチームワーク強化等により、課題解決能力の向上を図ることなどを記載。81ページには、ブランチの担当エリアについての図表と、包括の業務についてまとめた図を収録した。87ページのみまもり協定の締結事業者の一覧については、素案の時点は令和5年10月1日現在であったが、その後新たに2事業者から協力を得られたことから、令和6年1月現在の最新版の表に修正し、あわせて本文中の協定を締結している事業者数も修正した。92ページ、介護認定事務の効率化の方向性については、表中の2列目に認定調査員のスキル向上を追加し、認定調査員のスキル向上のため、事例検討会の計画的な実施やパソコン操作に関する研修などを実施することを記載。認定審査会との連携や情報共有、模擬審査会の実施や業務分析データ等の活用により合議体間の平準化等を図る旨を記載した。94ページ、サービスの向上に資する給付適正化の方向性に係る取組では、要介護認定の適正化として、データの活用等を踏まえた客観的な状況の把握や研修等の実施、ケアプラン点検として、点検の効果検証やオンライン実施、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に焦点を当てた点検の実施等の取組、住宅改修・福祉用具点検として、用具の貸与価格や軽度者の利用状況の把握、貸与と販売の選択制の導入についての情報提供等、縦覧点検・医療情報との突合については、国保連処理分以外の縦覧点検や医療情報との突合について、それぞれ記載した。96ページについても、施策に関連する表を追録した。介護人材の確保については、介護のしごと入門研修実施に加え、福祉や介護の分野に興味・関心を持つきっかけとなるような取組や若年層への普及啓発などを記載したほか、ICTを用いた負担軽減、文書負担軽減に向けた取組、指定・指導事務の方向性、運営推進会議、事業者との連絡会、第三者評価等についても記載している。次に99～107ページには、全体目標、本計画における重点的取組と数値目標（評価指標）の設定として、8期計画において設定した数値目標の達成状況や課題を記述した。なお、数値目標の達成状況については、毎年度、本協議会に報告している事項である。108ページからは、9期計画において設定する数値目標について記載している。9期計画で

は、一つ一つの課題をより具体的、分析的に解決するため、目標を設定する施策の数を8期より絞り込んだため、数値目標の数は8期から減少している。8期においては数値目標としたが9期ではしていない項目もあるが、数値目標化するしないに関わらず、8期から継続して実施する事業については、事業の件数や参加者数等の数値を把握することで、事業の効果を検証する作業は引き続き進めていく。それぞれの事業に対し、9期において数値目標を設定した理由や、指標としての目標を設定した意図等については、各事業担当者より説明する。

【事務局】 数値目標1「介護予防・生活支援サービスに係る数値目標」について説明する。介護予防・生活支援サービス（総合事業）については、支援が必要な高齢者への効果的・効率的な支援により状態の改善につなげ、元の生活を取り戻すことでサービスからの「卒業」につなげる、という本来の主旨に沿った運用を徹底できているかどうかを、評価・検証していく必要がある。8期中もサービスの見直しを行うことを基本目標として設定したが、9期においては指標を支援強化型サービスの利用者数として、9期中の数値目標を90人としている。取組を継続する中で目標を達成したいと考えている

次に、数値目標2「一般介護予防事業に係る数値目標」について。一般介護予防事業については、住民主体の「通いの場」の活動などの地域資源を活用することで、介護予防・フレイル予防だけでなく、人と人との交流を通じた地域のコミュニティづくりにつながることも期待されることから、そうした社会資源の把握ができていくかどうかを評価・検証していく必要がある。また、専門職派遣を活用することにより、「通いの場」の支援を行っていく。数値目標の指標としては、①介護予防に資する「通いの場」の設置数、②介護予防に資する「通いの場」への参加率とし、参加率については国の数値目標（8%）も示されていることから、当市においても直近3か年の実績をふまえ、9期中における数値目標を設定した。

次に、数値目標3「認知症総合支援に係る数値目標」について。認知症総合支援では、共生社会を実現するための認知症基本法の基本理念を踏まえつつ、まず、認知症についての知識や関心を向上させていくことが重要であることから、8期に引き続き、認知症サポーター養成講座を通じ、認知症に対する正しい知識を啓発し、認知症などで困っている人の早期発見につなげるとともに、支援者を増やすことにより、認知症の人やその家族の孤立化の防止や生活しやすい環境づくりにつなげる。数値目標としては、8期と同様、認知症サポーターの人数としている。そのほか、数値目標を掲げてはいない認知症に係る事業

等についても進捗管理をしながら実践していく。

次に、数値目標4「在宅医療・介護連携に係る数値目標」について。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生のさいごまで続けていくために、地域における医療・介護の関係者の中で意識を共有することにより、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供体制を構築していくことが重要である。また、在宅療養に関する研修の開催により、医療と介護の関係者同士の顔が見える関係を構築していくために、より効果的な研修会の内容や、多くの方が参加しやすい開催方法を検討していく必要がある。このことから、在宅療養に関する研修の開催回数を指標とし、数値目標は9期中3か年で12回開催とした。

【事務局】 続いて、数値目標5「介護給付費の適正化に係る数値目標」について。東京都が保険者に期待する目標やインセンティブ交付金の評価指標を踏まえ、8期に引き続き、ケアプラン点検を実施した指定居宅介護支援事業所数を指標とし、数値目標は市内の指定居宅介護支援事業所を対象とし、3年間で全事業所の点検の実施とした。

【事務局】 最後に、数値目標6「地域包括支援センターの機能強化に係る数値目標」について。包括は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点となる機関であり、高齢者にとって最も身近な相談窓口として、より一層その機能を発揮することが求められている。そのため、市では9期期中においてより多くの市民の方に包括を周知するため、包括と包括の機能について様々な機会や媒体等を活用し、分かりやすい情報発信に努める。また、包括の側からも、アウトリーチによる相談支援や地域づくりへの積極的な関与などを通じて、認知度の向上を目指す。以上をふまえ、包括の認知度（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の包括の認知度に関する設問に「(包括を)知っている」と回答した割合）を指標とし、4年度実施調査で41.7%だった数値を7年度調査で60.0%に向上させることを数値目標とした。

【事務局】 続いて、各論Ⅱについての素案からの修正箇所であるが、素案の段階では介護保険制度改正・報酬改定の内容が不明であったため、各論Ⅱの多くの項目については、今回初めて提示する内容だと思う。まず、115～134ページについては、介護サービス等の9期中における利用者数等の推計結果を記載している。なお、130ページには介護保険サービスの体系図を追加している。次に137・138ページは国の介護報酬改定の内容が確定したため、改定内容の概要を記載した上で概要図を収録した。9期の改定では、賃金水準の上昇による介護人材の数や、物価高などによる事業者の運営基盤の安定化

について配慮し、全体としては1.59%の引上げとなっている。138ページは、9期における本市の地域区分（8期に引き続き3級地、上乘せ割合が15%）及び給付と負担に係る介護保険制度改正の内容についても記載している。制度改正の概要としては、1号保険料の多段階化は実施、2割負担の対象者拡大は見送り、老健等の多床室の室料負担は実施となっている。139ページ以降は、介護報酬の改定の内容や介護保険制度の改定の内容などを受け、国の将来推計ソフトを活用して算定した介護給付費及び介護保険料の算定額について記載している。介護保険料は最終的には東久留米市介護保険条例により定まるものであり本協議会の所掌事務ではないが、厚労省の推計ツールの推計によると、9期の保険料の基準額は年間で7万8000円、月額5,900円と算定され、これは8期計画から据え置きとなる額である。ただしこれらの数値は決定事項ではなく、今後、東久留米市介護保険条例の改正により対応していくものである。説明は以上である。

【会 長】 事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

（挙手なし）

【事務局】 事務局より1点、確認をさせていただきたい。東久留米市介護保険条例施行規則第45条第2号で介護保険事業計画及び老人福祉計画の総合的な策定に関する事項が本協議会の所掌事務に定められていることから、今回示した第9期計画案について、本協議会の承認をいただきたい。

【会 長】 計画案について、承認することでよいか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局】 感謝を申し上げます。本計画は、原則としてこの内容でほぼ確定であるが、今後、製本までの間に、内容に直接関係のない誤字・脱字や文章の修正、文字フォントやページレイアウト等の修正、空白部分へのイラストや写真などの挿入を行うことがある。このような場合は、適宜事務局で作業を行うことを了承いただきたい。また、通常は想定されないが、万が一、計画の内容に関わりのある大きな変更が生じる場合には、臨時での協議会の開催が必要な内容かどうかの判断を含め、会長と事務局との協議により対応を検討することとさせていただきたい。

【会 長】 この点に関しても、異議なしということによいか。

（「異議なし」の声あり）

議題3 令和6年第1回市議会定例会に提出予定の条例案について（報告）

【会 長】 議題3について、事務局から説明願う。

【事務局】 議題3の令和6年第1回市議会定例会に提出予定の条例案について、報告する。本日説明する内容は決定ではなく、現在検討している内容であることに留意いただきたい。まず、条例案の名称及び改正の概要である。初めに、1「東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例」である。こちらは、第9期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料の額の改定を予定するものである。続いて、2「東久留米市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例を廃止する条例」及び3「東久留米市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例を廃止する条例」である。こちらは、介護保険サービスの費用の支払いが困難な方を対象に必要な資金を貸し付ける制度について、平成26年度以降、利用の実績がないことなどを踏まえ、廃止を予定するものである。いずれも施行期日は令和6年4月1日である。次に、追加予定提出条例案は、国において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されること等に伴い、所要の改正が必要になる可能性のある5つの条例である。これらについては今後、国から発出される通知の内容等に伴い、提出を見合わせる場合もある。いずれも施行期日は令和6年4月1日である。説明は以上である。

【会長】 これについて、質問等はあるか。

(挙手なし)

(4) その他

【会長】 以上で本日の議題は終了である。その他、報告事項はあるか。

【事務局】 2点、報告する。1点目は、東久留米市高齢者紙おむつ等購入費助成金支給事業について、配付した参考資料に沿って説明する。令和5年11月14日開催の第9回協議会において、東久留米市高齢者紙おむつ等購入費助成金支給事業は地域支援事業における任意事業の家族介護支援事業のうち、介護用品の支給に係る事業に位置づけ、地域支援事業交付金を活用して実施していること、8期においては、例外的な激変緩和措置として事業実施が認められているが、9期以降の取扱いが未定であることを報告したが、その後、12月22日付で国の通知が発出され、近年の物価高騰にも配慮する観点から、8期における激変緩和措置の取扱いが継続する旨が示された。このため、本市においても、限られた財源の中で家族介護支援のニーズに応えるため、9期においても地域支援事業交付金を活用した事業を継続しつつ、資料裏面2ページの下段の5の留意事項のとおり、介護用品支給事業の廃止・縮小に向けた取組を着実に実施することが求められていることを踏まえ、市町村特別給付及び保健福祉事業等への移行を含めた事業の在り方の検討に引き続

き取り組むこととする。

続いて、2点目の報告である。介護福祉課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰により苦しむ介護サービス等事業者の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図ることを目的に、令和5年度東久留米市物価高騰対応介護サービス等事業者支援事業を実施する。本事業は、5年9月末までに実施した4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応介護サービス等事業者支援金に上乗せして支援金を支給することで、緊急的かつ実効性のある支援を行うものである。現在、なるべく事業者の手間にならない申請方法を検討中であり、今月中に通知、3月末までに交付を完了できるよう、準備を進めていく。

【会 長】 ほかに何かあるか。

【事務局】 次回の協議会の日程は、現在未定である。

(5) 閉会

【会 長】 以上で、本日の協議会を閉会する。

閉会時刻：午後7時45分